

説明補足を会議ではさせていただきます。

4. 支援の内容について

(書きぶりをみていると拠点がすべての支援をやっていくという従来の相談担当がやっていたような内容になってしまいます。要対協がでてきた趣旨が反映されていないように思われます)

(3) 要保護児童及び要保護児童等に関心、実情の把握に基づいた問題点の見立てを関係機関情報および必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報を共有し、見立て（アセスメント）に基づき、支援計画を作成する。

(4) 情報の提供及び収集

要支援児童及び要保護児童等に関し、当該児童等の状況に応じて把握した内容について、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関と連携を通じて情報の共有を行う。

(5) 支援および指導等

支援計画に基づき、児童や保護者等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、関係機関とともに役割分担し、通所や訪問の方法による継続的なソーシャルワーク、カウンセリング等を行う。

また、必要に応じて要支援児童及び要保護児童等への在宅支援サービスの提供を関係機関と調整して行う。

さらに個々の家庭の状況に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、関係機関と連携をし、個別ケース検討会議を開催するなどその支援内容や役割やサービスの調整を行い、包括的な支援に結びつける適切な支援を行う。関係機関との連携、協働に際しては実務者会議において調整機関のリーダーが支援進行に責任をもつ。

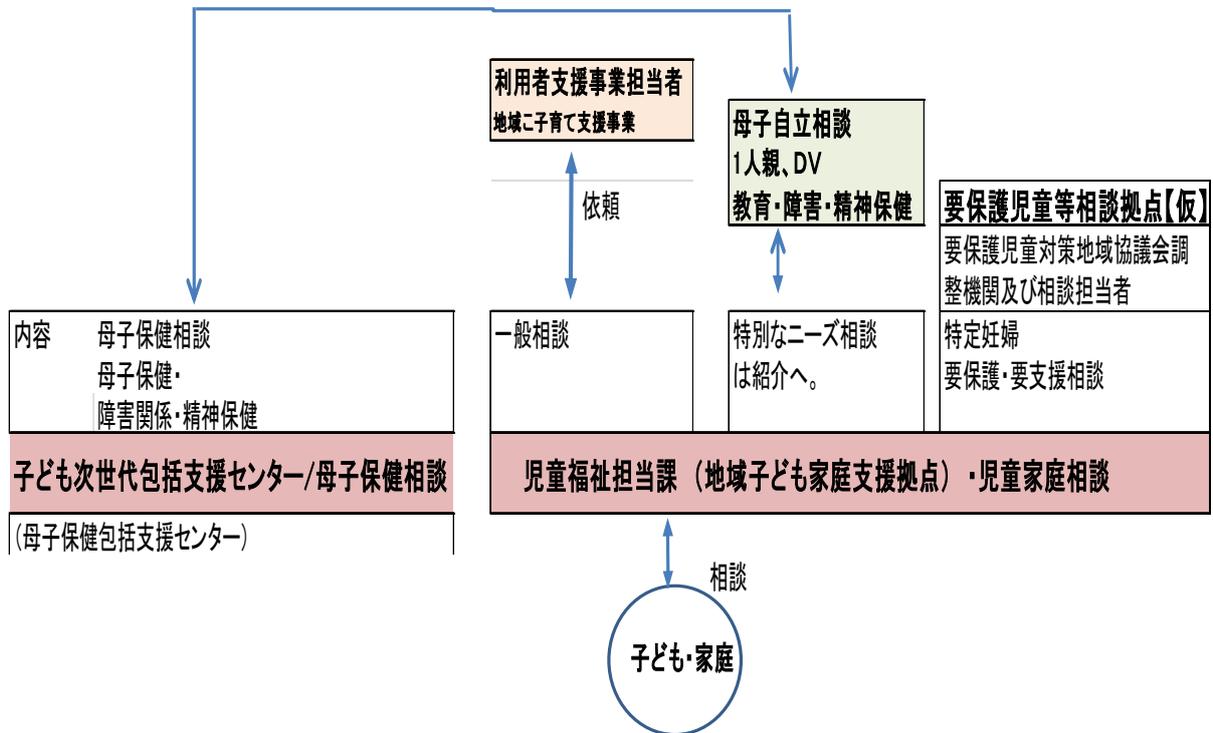
5. 類型化 市の場合

*非常勤でも可ということの根拠がわかりません。また虐待対応課が非常勤であれば、時間外であればどうなるのでしょうか。だれが責任を持つのでしょうか。

○ 類型ごとに職員の配置を定めることとし、例えば小規模においては児童家庭支援員2名（1名は非常勤でも可）

大都市型（市の基本形に含まれるのではないかと考えました）

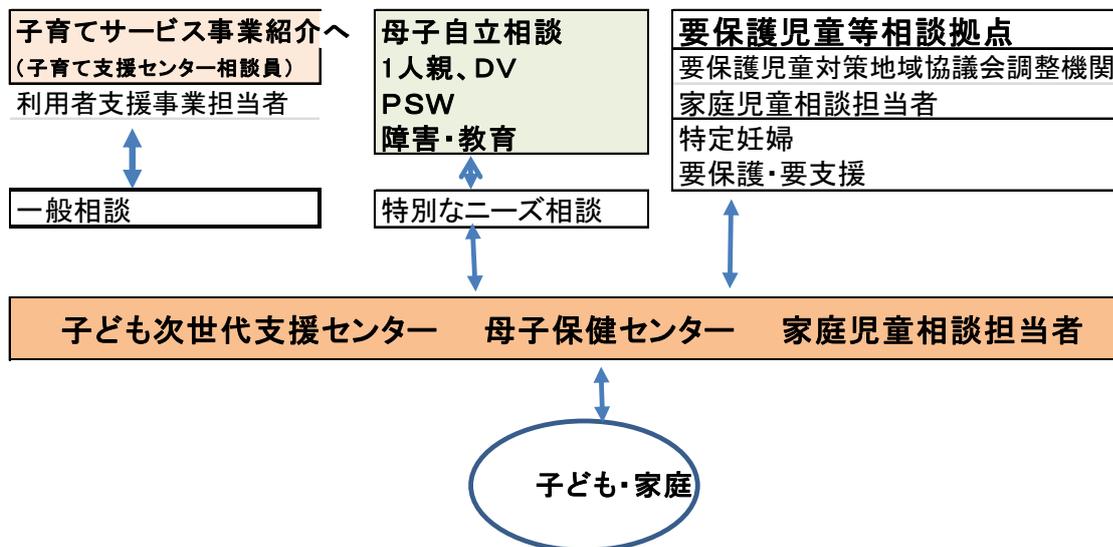
市の基本型



*相談があれば、一旦は児童福祉担当課（地域子ども家庭支援拠点）がうけて一般相談、必要なニーズ相談、要保護児童等拠点にわけて相談にのる。

子ども次世代包括支援センターは、母子保健が担当をする。

小規模の場合



○社会資源や役所内の関係部局との関係性の整理はどこまで具体的に記載するか

*これについては、要保護児童対策地域協議会の理解をえるために、庁内連携や庁外連携を
実践してきている市町村が多くあります。

以上です

泉南市子どもを守る地域ネットワーク虐待ケース進行管理台帳 平成28年度 第回(月日)

ケース管理番号	名前	生年月日	学年(歳児)
新規・継続			
受理年月日	虐待種別	把握経路	所属

通告受理時の情報

【ケースの概要】

今回の在籍期間のモニタリング情報

【現状】

- ◎外傷

- ◎健康状態

- ◎出席状況

- ◎児童の状況

- ◎保護者の状況

- ◎機関での支援状況

泉南市子どもを守る地域ネットワーク虐待ケース進行管理台帳 平成28年度第回(月日)
 名前:

家族構成及び虐待者	関係機関及び主担当	
<p>【きょうだいの情報】</p>		
<p>【関係機関からの情報】</p>	重症度	
	前年度最終	
	第1回	
	第2回	
	第3回	
	前回の支援方針	
	今回の支援方針	
<p>運営調整事務局の把握情報</p>		
<p>課題として考えられること</p>	<p>運営調整事務局の協議内容</p>	

機関名	
-----	--

氏名 生年月日 年齢	住所 所属	家族構成 (被虐待児に◎)	虐待者	虐待内容	分類 (副には△)	通告者	相談経路 (把握日)	関係機関 (主担機関には◎)	当面の援助方針	重症度	備考
平成 年 月 日生 ()歳	保育所 幼稚園 小学校 中学校				身体 ネグレクト 性的 心理		↓(H . .) ↓(H . .)			最重度 重度 中度 軽度 不明	
平成 年 月 日生 ()歳	保育所 幼稚園 小学校 中学校				身体 ネグレクト 性的 心理		↓(H . .) ↓(H . .)			最重度 重度 中度 軽度 不明	
平成 年 月 日生 ()歳	保育所 幼稚園 小学校 中学校				身体 ネグレクト 性的 心理		↓(H . .) ↓(H . .)			最重度 重度 中度 軽度 不明	
平成 年 月 日生 ()歳	保育所 幼稚園 小学校 中学校				身体 ネグレクト 性的 心理		↓(H . .) ↓(H . .)			最重度 重度 中度 軽度 不明	
平成 年 月 日生 ()歳	保育所 幼稚園 小学校 中学校				身体 ネグレクト 性的 心理		↓(H . .) ↓(H . .)			最重度 重度 中度 軽度 不明	

第3回 市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG

20161021

日本大学鈴木秀洋

(当日発言予定資料メモ)

第1 未定稿「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」

1 全体通して（共通事項）

(1) 要支援を前提にしていることはわかるが、現場でその区別を明確にすること難しい。要保護と別建てのシート様式を分けることは、実務に浸透し難いのではないか。

要保護の場合の情報シートと要支援の場合の情報シートの共通・共用・互換性（一か所のみ変えるとか）を考えるべきではないか。

※ 判断基準もあいまい、初期の見立て者により大きく変わり得る点、時間的経過により随時変化する。

(2) 2頁で文科省と協議済みとあるが、連名での発信等できないのか。

（また別表・別記様式への書き込みなど）。

※自治体現場にまで情報降りる段階で縦割りの弊害は大きい。

2 3頁 中段

(1) 上記と関連して、2 情報提供に当たっての留意事項

「同意を得ること」が強調されると情報提供は来ない。

「原則として」などの書き込みが必要（「また」→「仮に」）

(2) 同最後の行及び様式

結果の記録と報告文書（25頁、別記様式12の2）

根拠法律を明記した方がよい（児童福祉法21条の10第5項により提供するという形で。）。何を根拠に依頼するのか、提供するのかの点で現実の情報のやりとりの困難さが異なる。

3 4頁

(1)①母子保健担当 アの最後の2行

「適切な窓口」→「児童相談所など」～このような例示が大切

(2)① イ

「別表2を参考に」とあるが、

共通シートを使用するよう強力な働きかけができないのか。

※別々のシートと口頭での伝授・授受が多いのが現実。もう一度見立て直し・共有に時間がかかる（共通シートを使っても時間がかかるのに統一されていないとなおさら）。

4 5頁

(1) 病院、診療所の箇所→徹底してほしい。

5 6頁～

①保育園、②地域子育て支援拠点、…

最後「個別ケース会議には積極的に関わること」

→「出席すること」ではないのか。

6 11頁

「私立学校について」の記述は、もう少し明確に書いた方が良い。

※私立だから情報提供はできないという対応をする機関は少なくない。

第2 参考資料3 市町村児童家庭相談援助指針の改正案について

1 21頁 第4節 児童家庭相談援助の流れ

下から5行目「互いが補いつつ」→※あまりに抽象的すぎ追加（法の役割分担等の追加）

2 50頁 市町村指導③

「専門的な知見からの助言」→明確にした方が良い。児童相談所と市区町村とのトラブルにならないように。専門的知見の中身・具体例を示したほうが良い（市区町村にない資源を児童相談所がもっているのであり、例えば医学的・心理的診断・見立ての文書の提示など）

「必要な指示、援助等」についても同じ。

※注意喚起をしましたで終わる事例は多い。

3 51頁④ 市町村指導

上記と趣旨同様→「勧告」どのような形で

行うのか、文書できちんとなど（なお児童相談所側の形もきちんと具体的に定める必要）

4 53頁、3 児童相談所等が行うアフターケアへの協力

委託先として市町村が追加

→この点について、どのような形で情報提供がなされ、方針の共有などがはかられるのかについては具体的記述必要

※全く当該地域で生活していたことがない児童が生活の本拠とする場合があり、十分な支えるシステムを時間かけて作らねばならない。

5 連携に関して、第4節 学校、教育委員会等との関係 76頁

積極的な情報提供を依頼すること→学校側が積極的に提供すること

※上記の視点は他の関係機関との関係でも同じ

（子どもを守るみんな当事者構成員）

第3 参考資料2-2に関連して

1 業務経験年数6か月未満の割合が（市区町村では25.7%との数値）、その組織の中で、少なくとも10%未満とか、必要ではないか。

2 専門資格有する割合（規模によるが）の数値目標についても同様。

また組織における経験年数という指標を探る必要はないか。

3 今回の子育て世代（母子健康保険）包括支援センター拠点について、仮に機能設置でよいとしたとしても、もしそうであるならば、届け出で済みでなく、具体的にどの機関がどの内容を担うのか、機関名含めて住民に公示するなどが必要と指導・推奨すべき。

※自治体によっては、現状で良しということになってしまう。
法改正の目玉が失われる。

第4 資料2-1 たたき台（案）について

※関係機関への調査権・関係機関の協力の点（前回発言）

1 趣旨・目的、実施主体

※社会福祉法人等への委託について、法人の構成員の資格・経験年数等基準を示すとともに、事故等に関する監査・監督の内容・責任の所在を明記しておく必要

※命に係わる

3 支援対象

※個別の定義論に拘泥するのではないが、法定の対象に対しては、関わり方を定める。

特に支援と保護の連続性・一体性の観点から、内容や関係機関間の様式等は統一すべき。

4 支援内容

※指針のようにもう少し詳細に定めるべきではないか。

※支援の前提として集めるべき調査事項・項目なども

※市町村指導については、（現実の今までの運用とは別に）制度的には今回初めて入れ込んだものでありどこに責任・権限の所在があるかを明確にする意味でもかき分けておく必要があると考える。

※支援拠点での対応事項は必須

5 類型

※上記第3の3 記載のとおり、責任機関の所在を明示する必要

6 主な職員

児童福祉の任用資格について

※23区の子ども家庭支援センター歴と社会福祉士資格との関係